

# 日本支援者支援学会 編集委員会規程

## 第1条（目的）

本規程は、Japan Association for Supporter Support（以下「本会」という）が発行する学会誌『支援者支援学研究』（英文名：Japanese Journal of Supporter Support）の編集および刊行に関し、編集委員会の組織および運営について定める。

## 第2条（設置）

本会に、学会誌編集および刊行に関する事項を審議・遂行するため編集委員会（以下、「委員会」という）を置く。

## 第3条（構成）

1. 委員会は、編集委員長1名、副編集委員長若干名、編集委員若干名をもって構成する。
2. 委員長は、委員会の業務を統括する。
3. 委員会の下に、必要に応じ、統計・研究方法論、研究倫理等の専門領域に関する専門委員を置くことができる。
4. 専門委員は、編集委員長の推薦に基づき、会長が委嘱する。なお、専門委員は、査読または編集上の専門的助言を行う。
5. 事務局長及び広報委員会委員長は、雑誌の編集にあたって、必要に応じて、委員会に出席することができる。ただし、査読の審査には関与しない。
6. 委員および査読者は、投稿内容及び審査過程に関して守秘義務を負う。任期終了後も同様とする。
7. 会長は、オブザーバーとして出席することができる。

## 第4条（選任）

1. 編集委員長は、理事の中から選出し、理事会の議決を経て総会の承認を得る。
2. 副編集委員長および編集委員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

## 第5条（任期）

1. 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。
2. 委員の一部については、任期の重なり等を図るため任期を調整することができる。

## 第6条（任務）

1. 委員会は次の任務を負う。

- (1) 投稿原稿の査読手続きの管理
  - (2) 査読者の選定（原則として2名以上とし、必要に応じて異分野を含む）
  - (3) 掲載可否の審議および決定
  - (4) 編集方針の策定
  - (5) 研究倫理および利益相反の確認と管理
  - (6) 特集号および国際号の企画
  - (7) 投稿規程その他関連規程との整合の確保
  - (8) その他、学会誌の質の向上に必要な事項等
2. 掲載可否の決定については、査読結果および担当編集委員の意見を踏まえ、委員会の審議を経て、編集委員長が最終決定する。

#### **第7条（編集の独立性）**

委員会は、学術的中立性および公正性を確保するため、編集上の判断を理事会その他の機関から独立して行う。

#### **第8条（委員会会議）**

1. 委員会会議は、必要に応じて開催する。
2. 委員会会議は、編集委員長が招集する。
3. 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
4. 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は編集委員長が決する。
5. 会議は、対面、オンライン、メール審議等による書面（単独あるいは併用）により開催することができる。

#### **第9条（査読原則）**

1. 査読は、原則としてダブルブラインド方式により行う。
2. 査読者は2名以上とし、必要に応じて追加査読を行う。
3. 担当編集委員は、原則として査読者を兼ねないものとする。
4. 学際的観点を重視し、必要に応じて、学際的観点から複数分野の査読者を配置する。
5. 実践研究については、学術的妥当性と実践的有用性の双方の観点から評価する。

#### **第10条（研究倫理および利益相反）**

1. 委員会は、研究倫理および利益相反の適切な管理を行う。
2. 査読者および編集委員は、利益相反がある場合には当該審査に関与してはならない。
3. 委員会は、必要に応じて審査の停止、調査の開始、関係機関への照会等を行うことができる。
4. 委員会は、必要に応じて、倫理委員会あるいは理事会に倫理に関する事案の審議を

依頼することができる。

#### **第 11 条（関連規程）**

本規程に定めるもののほか、投稿規程、査読要領その他必要な事項は別に定める。

#### **附則**

本規程は、2026 年 5 月 10 日より施行する。